

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園動物飼育等管理運営業務委託	5200294
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	44,932,690円（令和4年度・消費税込み）	

契約相手方	川原鳥獣貿易株式会社 (法人番号：8010401007420)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>荒川遊園動物飼育等管理運営業務委託</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名称 川原鳥獣貿易株式会社 所在地 東京都港区三田4丁目1番37号 代表者 代表取締役 川原 一志</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、荒川遊園の来園者に対し、動物とのふれあいをより充実させた運営を委託するものである。 主管課からは、プロポーザル方式により委託先候補者を選定のうえ、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件は、荒川遊園の動物展示やイベントを考案し、荒川遊園の魅力向上のため「どうぶつ広場」の運営を担う事業者を選定するため、プロポーザル方式による業者選定を行い、上記業者を選定したものである。</p> <p>上記業者は、他自治体で本業務委託と同等規模以上の事業実績を有している。また、荒川遊園において、平成元年のどうぶつ広場オープン以来、本件同様の事業内容を実施しており、履行状況も良好であったことから、本件においても円滑かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した特命随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p> <p>本件は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和4年4月1日から令和9年3月31日までを履行期間とする長期継続契約を締結する。</p>